

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 27 日現在

機関番号：32683

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380623

研究課題名(和文) 規制産業の市場と財務報告 - 電力事業を中心に -

研究課題名(英文) Financial Reporting in Markets with Regulated Industries, Primarily the Electric Power Business

研究代表者

藤田 晶子 (FUJITA, Akiko)

明治学院大学・経済学部・教授

研究者番号：20227599

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：料金規制下においては、コストにみあった適切な料金を算定するために収益と費用の対応が重視される。料金規制下にある産業は各国の経済において重要な割合をしめ、会計基準上は資産負債アプローチが偏重されるなかで、開示規制と料金規制の相互関係という検討課題に直面している。本研究は、開示規制と料金規制の相互関係を原発大国でもあるフランスの電力会社EDFと日本の東京電力との比較に焦点をあてながら分析調査した。

研究成果の概要(英文)：When price-setting is regulated, revenue-expense correspondence is of utmost importance in order to calculate prices that are reasonable in consideration of required costs. The industries subject to such regulation need to urgently address the serious task of balancing twin obligations, information disclosure requirements and pricing regulations, while the asset-liability approach is a prerequisite in corporate accounting standards. The purpose of the present study is to examine and analyze how the balance between disclosure requirements and price-setting regulations is approached and handled. In this study, investigation has been made into how financial reporting is being done and how price-setting regulations are being addressed in France, an important atomic power-generating nation, and Japan, particularly by means of comparison between a French electric power company, and Tokyo Electric Power Co..

研究分野：財務会計

キーワード：料金規制 開示規制 電力業界

1. 研究開始当初の背景

21世紀にはいり、急速に進展した会計基準の国際的な統合は、より高品質な基準設定にむけて各基準設定主体の力を結集し、そこで規定された会計方法の画一的な適用を求めることでクロスボーダーの企業間比較を可能にし、財務報告の有用性を高めようとしている。こうした動向は、グローバル化の進む資本市場の整備に必要不可欠とみられているのである。

しかし他方で、こうした会計基準統合のあり方には、いくつかの課題があるようにも思われる。

1つには、比較可能性を追求するうえであまりにも画一的なルールの適用に関心が集中し、それが結果として企業の実態をみえにくくしてしまうのではないかという点である。

もう1つには、会計基準が他のさまざまなローカルなルールや慣行とともにそれぞれの国の経済社会を規律している現状において、会計基準だけをグローバル化、つまり国際的に一元化することが、周辺の制度環境との間に重大な摩擦を生じさせるのではないかという点である。

会計基準は、会社法や税法などの関連法制だけでなく、各種の公的規制や私的な契約ないし慣行など、企業や市場をとりまく社会インフラの1つを構成し、それらと密接に結びついている。にもかかわらず、周辺のインフラを同時に変える見通しもなく会計基準だけを共通基準に置き換えることで、それが経済社会のなかでうまく機能するのであろうか。かりに統合の主たる担い手であるIASBの目指す途がそれぞれの国の制度環境と遠く乖離すれば、これに伴うさまざまな社会的コストは無視できなくなるであろう。

実際のところ、アメリカ市場におけるIFRSの採用可能性やその方法を模索したSECは、2012年にFinal Staff Reportである”Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers”を公表し、これまで長きにわたってアメリカ社会のなかで機能してきたUS-GAAPに代わりIFRSを全面的に取り入れることの難しさにも触れている。

会計基準と密接な関係にある周辺のインフラの1つが、本研究がテーマとしてとりあげる料金規制産業である。すなわち、本研究の問題意識は、会計基準と周辺のインフラとの関係にあり、会計基準のみを国際

的に統合することにはいかなる意義があるのかの検討を主眼としている。その具体的題材として規制産業における会計基準、いいかえれば開示規制と料金規制の関係をとりあげようとするものである。

本研究では、とりわけ、すでに規制市場の上場企業にIFRSを強制適用している欧州、なかでも、市場規模に差はあっても、わが国と同様に会社法や税法が会計基準に強い影響力をおよぼすフランスに目をむけ、20世紀末から21世紀にかけて、怒涛のごとくおしよせた会計基準統合の波がフランスにいったいなにをもたらしたのか、フランスは周辺のインフラとの関係をどのように解決しようとしているのかを、開示規制と料金規制との関係から電力業界に焦点あてて検証し、それを教訓としてわが国の今後の開示規制に活かす手がかりにしたいと考える。

2. 研究の目的

すでに「1. 研究開始当初の背景」において詳述しているので、ここでは、より具体的に本研究の目的を述べることにしたい。

料金規制下においては、コストにみあった適切な料金を算定するために、収益と費用の対応が重視され、企業は、すでに発生した費用のうち次期以降の料金収入に対応する額を資産(規制資産)として繰り延べ、反対に、当期の料金収入のうち次期以降の発生費用に対応する額を負債(規制負債)として繰り延べることがある。こうした料金規制下にある産業は各国の経済において重要な割合をしめ、会計基準上は資産負債アプローチが偏重されるなかで、開示規制と料金規制の相互関係という重要かつ喫緊の検討課題に直面している。

本研究の目的は、とりわけ電力業界に注目し、アメリカやIFRSが強制適用されているEU諸国、そして日本において、この開示規制と料金規制の相互関係をどのように考え、維持しようとしているのかを調査・分析することであった。

よって、3年間にわたる研究では、とりわけ原発大国でもあるフランスの電力会社EDFと日本の東京電力との比較に焦点をあてながら、それぞれの社会インフラの1つとしての財務報告制度のあり方と料金規制との関係について検討をおこなっている。

こうした本研究の問題意識や目的、意義は、急速にグローバル化する社会の喫緊の課題であり、よって、これを広く国内外に周知させることも1つの目的としてとらえ、国際シンポジウムの開催につながったこともふれておく。

3. 研究の方法

3年間の研究期間においては、研究目的を達成するために、論点をあげ、それぞれの論点をテーマとして研究を展開することにした。

主たるテーマとしては、(1)各国における開示規制の動向、(2)各国における国内の会計基準とIFRSとの差異、(3)各国における会計基準のコンバージェンスの状況とそれに対する市場の評価、(4)各国における会計基準と周辺の社会インフラとの関係、(5)開示規制と料金規制の関係についてである。

それぞれのテーマについては、次のような研究の方法をとっている。

(1) 各国における開示規制の動向

各国の開示制度をめぐる法規制および市場規制について、文献研究および、会計基準設定主体や学会関係者に対するインタビュー調査をおこなった。

(2) 各国における国内の会計基準とIFRSとの差異

各国における国内基準とIFRSとの差異については、主として文献研究をつうじて把握し、今後の動向や課題については会計基準設定主体や学会関係者に対するインタビュー調査をおこなった。

(3) 各国における会計基準のコンバージェンスの状況とそれに対する市場の評価

各国における会計基準のコンバージェンスの状況とそれに対する市場の評価については、文献研究および会計基準設定主体や学会関係者に対するインタビュー調査をおこなった。

また、当該テーマについては、「4. 研究の成果」で後述するように、欧州の会計事情に詳しい Bernard COLASSE 氏 (Universite Paris-Dauphine 名誉教授) を招聘し、国際シンポジウムを開催した。この国際シンポジウムにおいては、広く国内外の関係者が議論できる機会を設け、日本の学会関係者とともに議論し、研究を深めることができた。

また、Bernard COLASSE 氏来日時には、氏とともに、金融庁、経産省、ASBJの開示規制にたずさわるメンバーとともに、会計基準のコンバージェンスはもとより、それをとりまく課題について議論した。

(4) 各国における会計基準と周辺の社会インフラとの関係

各国における会計基準設定主体や学会関係者に対するインタビュー調査を中心として、会計基準関連の文献研究で補足した。IFRS14号の意義と分析にかかる文献研究を中心におこなった。

(5) 開示規制と料金規制との関係

本研究においては、規制産業のなかでも電力業界をとりあげ、電力業界における開示規制と料金規制というテーマのもとで、事例研究をおこなった。

事例研究の対象として、フランスの最大手電力会社である EDF および東電をえらび、研究協力者でもあった Yuri BIONDI 教授とともにインタビュー調査や財務報告にもとづき研究調査した。とりわけ、福島原発事故との関連で、原子力発電施設解体引当金と資産除去債務との関連性を研究調査し、それが電力会社の利益の測定にどのような影響を与えるのかを分析した。

まだ課題を多く残しつつも、中間報告として、Yuri BIONDI 氏の研究成果をもとに国際シンポジウムを開催し、学会関係者や電力業界、会計基準設定主体のメンバーとともに議論をおこなった。

4. 研究成果

本研究の主たる成果として、「3. 研究の方法」でかかげたテーマごとに次の点をあげることができる。

(1) 各国における開示規制の動向

欧州における開示規制に焦点をあて、「3. 研究の方法」にそって調査研究をおこなった結果、四半期開示制度の廃止とともに、財務情報から非財務情報への軸足移行、統合報告書の意義について、欧州における開示規制の動向が明確になり、わが国における開示規制の将来を展望することができた。

たとえば、投資家はもとより債権者や従業員など幅広い利害関係者を重視するフランスにおいては、1977年には社会貸借対照表 (bilan social) の作成・公表が義務づけられるなど、早くから従業員を中心とする社会関連情報が重視されてきたが、2000年以降は上場会社に対する外国機関投資家の持株比率の上昇とともに、これまでとは異なる視点、すなわち、株主に対する説明責任という視点が強調され、投資家向け情報充実の一環として非財務情報に係る開示制度が整備されてきている。

さらに、ここ数年の間に、フランスにおける非財務情報の開示規制は、急速に、かつ、ダイナミックに進展している。EUレベルでは、2014年4月15日に欧州議会が環境・社会・従業員・人権尊重・不正に関連する非財務情報の開示を大企業に対して義務づけることを決定し、国内レベルでは、NRE および Grenelle2 とが統合され、社

会・環境の枠組をこえて、企業の持続的成長、および社会的差別の撲滅と多様性の促進に向けた企業の取組を非財務情報として開示を義務づける条文が2014年8月3日から商法典のなかで発効されるにいたっている。

また、上場企業のなかでも中規模企業に対する負担軽減のための施策は、わが国でも活用可能で、おおいに参考になった。

たとえば、情報の作成・公表にさいして、企業は、フランス国内の法規制はもとよりEU レベルでの規制にも準拠しなければならない。もっとも、EU 指令はフランスでは国内法化されており、両者に齟齬は存在しないが、商法典であれ、証取法であれ、それ以上の情報開示を求めている。したがって、企業は、それぞれの規則にもとづいて別個に情報を作成するというよりも、各規則を網羅するかたちで情報を作成したうえで、最後にクロス・レファレンスのための付表を添付し、そこで各規則との準拠性を示している企業が少なくない。こうした工夫は、年々、増大する開示要請のなかでいかに企業の負担を軽減していくかの一例であろう。

(2) 各国における国内の会計基準と IFRS との差異

欧州の上場企業には連結会計基準として IFRS が強制適用されるが、非規制市場での上場企業や非上場企業に対する連結会計基準や個別会計基準をそれぞれ有している。両者の間には依然として重要な差異があり、これをいかに調整するかが課題となっている。

本研究においては、具体的な会計処理方法における差異はもとより、それがもたらされる背景についても調査研究をおこない、明確にした。

(3) 各国における会計基準のコンバージェンスの状況とそれに対する市場の評価

EU 版 IFRS 設定をめぐる EFRAG と欧州各国との関係、EFRAG の組織改革とその背景にある市場の評価について研究調査をおこない、会計基準のコンバージェンスをめぐる欧州の動向が明確になった。

また、各国における会計基準のコンバージェンスの状況、とりわけ IFRS との大きな差異の要因となっているのれんの会計処理方法に焦点をあてて分析をおこなった。

たとえば、フランスは、2015 年 11 月に非規制市場に適用される国内の連結基準(CRC99-02)を改正し、のれんの会計処理方法を償却から非償却へと変更したが、その背景には日本と異なる特殊な無形資産事情が存在することが明確になった。フランス国内の連結基準においては、企業結合時に

顧客関連の無形資産として「市場シェア(Parts de Marche)」をのれんから切り離して認識することが認められていた。IFRS とのコンバージェンスが加速化する 2004 年をみても「市場シェア」を計上している連結貸借対照表は少なくない。さらに、驚くべきことに、その額はのれんよりもむしろ重要で、総資産の半分近くに達する企業もあったほどである。その理由は、償却が義務づけられていたのれんとは異なり、「市場シェア」は非償却とされていたのである。

しかし、IAS38 によると、企業結合時に認識される被取得企業の識別可能無形資産は、「分離可能性」または「法律上または契約上の権利を有していること」のいずれかを満たしていなければならない。こうした定義に「市場シェア」が合致しないのはあきらかであり、結果としてのれんに含めて非償却とするにいたったのである。

フランスのこのたびの改正は、日本の会計界にも大きな衝撃を与えたが、こうしたフランスの固有の無形資産事情がその背景にあることを指摘できた。

(4) 各国における会計基準と周辺の世界インフラとの関係

この点については、会計基準のコンバージェンス、開示規制と料金規制との関係に焦点をあてて研究をすすめてきたため、まだ十分な研究成果をだせていない。

(5) 開示規制と料金規制との関係

フランスにおける電気料金にかかる規制の仕組を明確にしたうえで、開示規制と料金規制との関係を研究した。とりわけ、「1. 研究開始当初の背景」でも述べたように、資産負債アプローチ偏重の IFRS にもとづく開示規制と収益費用アプローチにもとづく料金規制とをどのように企業や規制当局が調整をはかろうとしているのかに注目し、EDF に対するインタビューおよびその開示内容をもとに分析をおこなった。

なかでも、研究上および政策上の貢献としては、EDF や東電の原子力発電施設解体引当金にかかる分析をつうじて、廃炉費用のための引当金設定がいかに多くの問題を包含しているかを指摘した点である。

原子力発電施設解体引当金は、いわゆる廃炉のための積立金であり、廃炉のための支出額をあらかじめ見積もり、これを各期の料金収入から回収するために稼働期間にわたって許容コストとして費用配分して設定される。1958 年に経済産業省から公表された「原子力発電施設解体引当金に関する省令」により設定が義務づけられている特別法上の引当金である。1990 年の改訂をへて、現在においては、「資産除去債務に関する会計基準」にもとづいて会計処理されて

いる。

解体費用について、省令による期間配分と「資産除去債務に関する会計基準」による期間配分を比較すると、定額配分される前者に対して後者は現在価値を割り戻す利息費用部分が逓増する。こうした利息費用は許容コストを構成するので、単純に考えれば、電気料金は年々高くなるだろう。とりわけ、原子力発電施設の解体費用そのものが巨額であることを考えると、割引率の選択により1期間の割戻額が電気料金はもとより電力会社の利益に与える影響はきわめて大きくなる。

すなわち、資産除去債務については、資産の取得から時間が経過すればするほど、金利の割戻分が逓増し、将来の支出額に対する負担額が期間ごとに異なり、これをいかに合理的に説明するかが問題となるのである。同時に、収益と費用の対応の問題、すなわち、利息費用と対応するところの収益はなにかという問題である。利息費用の逓増分がそのまま電力料金に反映されるとすれば、毎年、電力料金は値上げせざるをえない。

こうした利息費用の期間配分は、巨額に達する廃炉費用については無視できない問題であり、喫緊の社会的課題である。

(6) その他

最後に、本研究においては、成果の一環として、2回にわたって次の国際シンポジウムを開催していることも述べておきたい。

2015年4月25日(明治学院大学)

第1報告 Bernard COLASSE 氏(Université Paris Dauphine 名誉教授)

第2報告 齋藤静樹氏(東京大学名誉教授)

第3報告 西村義明氏(住友理工会長)

2016年11月19日(明治学院大学)

第1報告 Yuri BIONDI 氏

(French National Centre for Scientific Research · Professor)

第2報告 小賀坂敦氏(ASBJ 副委員長)

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計4件)

Bernard COLASSE et Akiko FUJITA,
Le Japon face aux norms international,
Revue Francis de Comptabilite, Oct.
2015.

藤田晶子「規制産業と会計基準のコンバージョン～原子力発電施設解体引当金と資産除去債務」『研究所年報』2016年。

藤田晶子「フランスにおけるのれん非償却化の背景」『企業会計』2017年6月。

藤田晶子「利益の測定と割引現在価値」

『企業会計』2017年7月。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

藤田 晶子 (FUJITA, Akiko)
明治学院大学・経済学部・教授
研究者番号: 20227599

(2) 研究協力者

Yuri BIONDI
French National Centre for Scientific
Research · Professor